

2011年度 春学期 経済政策 A

副題： 経済政策原理

経済安定化、経済成長、および
公共財と規制の問題を中心にして



課題レポート:1

4月28日出題

- テーマ:
- 「東日本大震災と福島原子力発電所事故後の経済政策について提案してください。」
- ただし、思いつきの項目列挙にならないこと。できるだけ論点(たとえば、被災地復興プランとか、復興財源とか、電力危機対策とか)をしぼって、筋道が明確になるように論述すること。
- 分量:ワープロでA4判2枚(約2500字)
- 提出期限:5月12日(木)~19日(木)午後4:00
- 提出先:経済学部資料準備室

レポート作成上の留意点

- 学部、学籍番号、氏名をレポート用紙の最上欄に明記すること。2枚目についても同じ。
- 次に、自分の選んだ個別テーマを明記すること。
- テーマ選択の問題意識、テーマの意義について最初に論述すること。
- 政策提案は思いつきの項目列挙ではなく、状況認識、データの提示や分析、実行可能性、政策効果についての検討などを含むものであること。

第2章 経済政策の存在理由

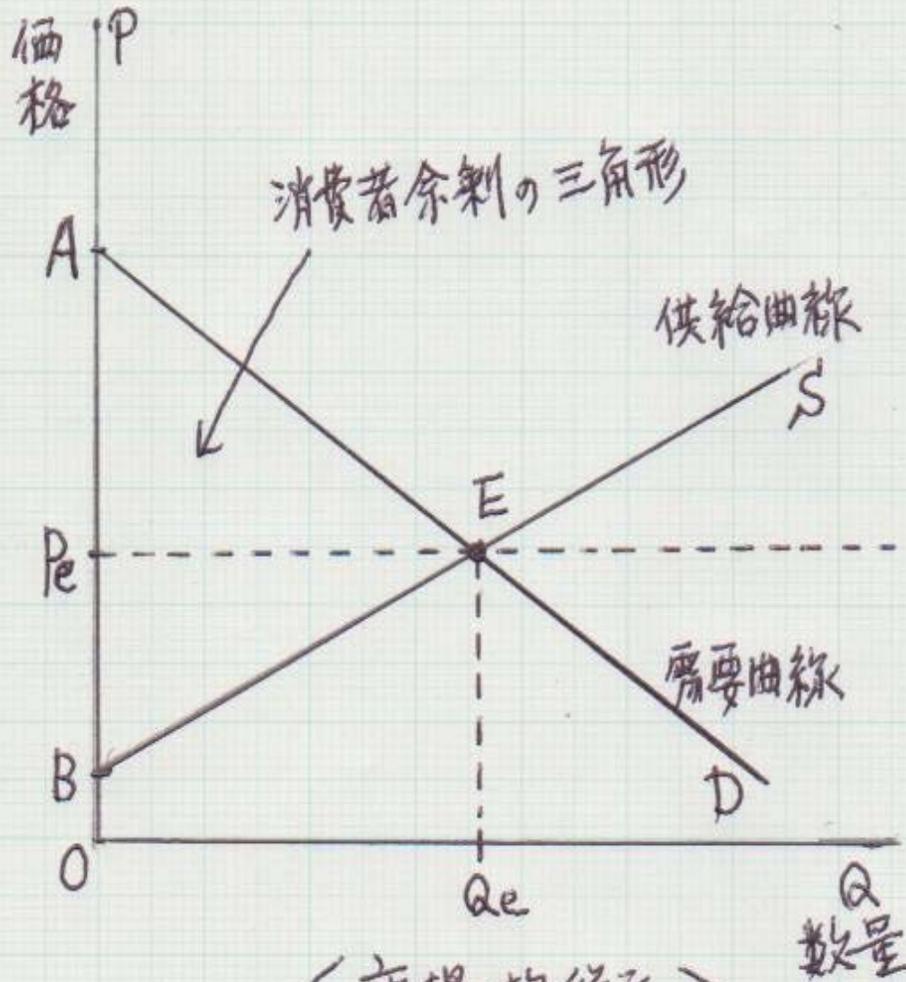
- 競争市場の機能
- 市場メカニズムの限界と経済政策
- : 市場の失敗
- 国家という存在と経済政策 : 国家戦略

1 競争市場の機能

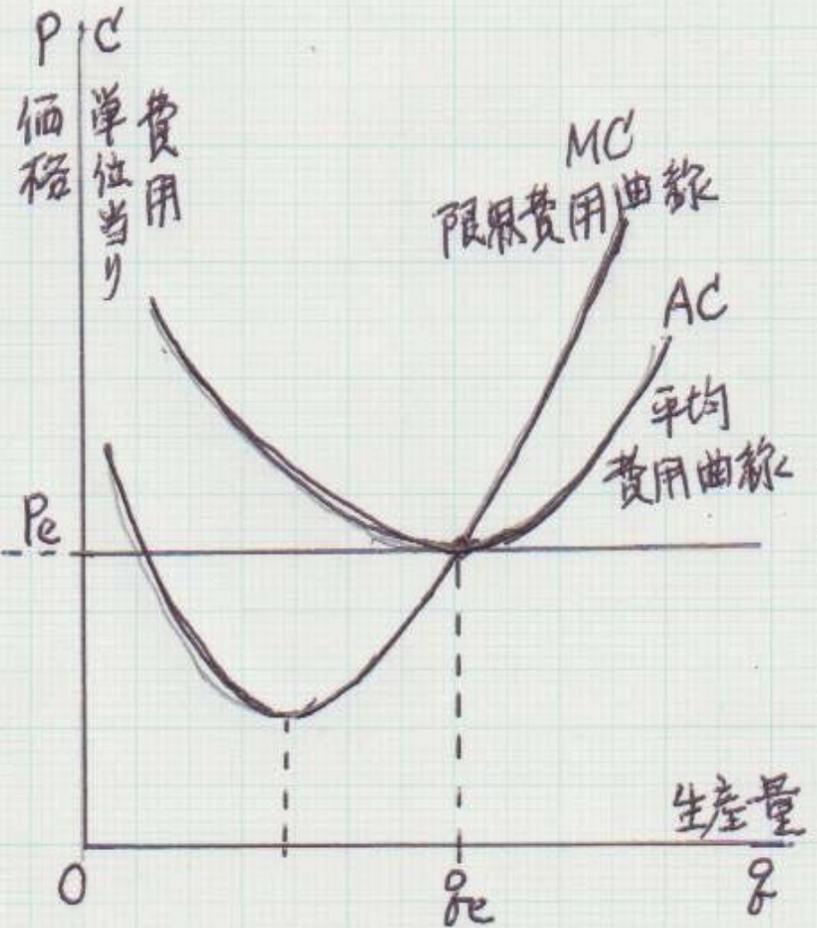
私有財産権および契約の自由、営業の自由などの基本的秩序のもとにおいて、完全な自由競争が行われる完全競争市場を競争市場の基本モデルとして想定する。

- **完全競争市場の定義：**
 - 1 完全に同質な製品の市場
 - 2 多数の売り手と買い手の存在
 - 3 個々の売り手と買い手は市場価格を所与と受け取って行動する
 - 4 市場への参入と退出に障碍が存在しない
 - 5 必要な情報はすべての市場参加者に行き渡っている(完全情報)

完全競争均衡



< 市場均衡 >



< 企業均衡 >

完全競争均衡の性質

- 完全競争市場においては、需要と供給の相対関係に対応して価格が自由かつ柔軟に変化することを通じて、以下のような条件を満たす均衡に到達する。
 - 1 自由市場においては、個々の消費者は購入する商品の価格と限界効用が等しくなるように選択することで、一定の所得のもとでの、満足の最大化を実現している。
 - 2 商品の価格が需要と供給の均衡点で決まることにより、消費者全体としても満足(効用)の最大化を達成する。すなわち、消費者余剰および生産者余剰とそれらの合計としての社会的余剰が最大になる。
- (注) 消費者余剰と生産者余剰については、第6章および秋学期の「経済政策B」において詳しく説明する。

- 3 生産者(企業)は限界費用と価格の均等により利潤最大化を実現しているが、均衡における限界費用は平均費用に相等しく、したがって価格と費用の差額としての超過利潤は消滅している。また、この均衡点は平均費用曲線の最低点に当たるので、もっとも効率的な生産条件が実現されていることになる。
- 4 すべての生産要素に対して、それぞれの限界生産物(生産に対する寄与度)に応じた価格が支払われている。その結果、種々の生産要素がすべて最も効率的な用途に適切に配分されている。すなわち、効率的資源配分が達成されることになる。

- 完全競争市場の均衡はこのような性質をもつので、最も消費者満足のレベルが高く、効率的な社会的資源配分を達成することができる、優れたメカニズムであると判断される。
- ただし、これは現実の市場の姿ではなく、論理的に構成された抽象のモデルである。
- 自由な競争市場が最適資源配分を実現し、望ましい経済成果をもたらすという判断には、この後で示すように、実は多くの点で留保条件がついている。



今週のニュース &トピックス

- 大震災と原子力発電所事故による電力不足
- 市場の価格機構を活用する

電力危機に市場の価格機構を活用する

- これまで説明してきた完全競争市場にかぎらず、自由な取引(売買)と自由な競争が行われる市場のもっとも重要な利点は、社会の希少な資源をもっとも効果的に配分するという重要な役割が価格の動きをつうじて自動的に(つまり、政府による命令や管理なしに)実現されるということにある。
- すなわち、多様な経済主体が市場価格を参照しながら、それぞれ自分にとって最も有利な選択を自由に行うことをつうじて、経済全体として最も効率よく希少な資源を使うことができる。このことを極限的な単純化モデルで示したのが完全競争である。

電力危機に市場の価格機構を活用する

- これを価格による自動調節機構とよぶ。今回の電力危機対策においても、この価格機構の長所を最大限に活用すべきである。
- 東京電力によって緊急に実施された「計画停電」方式には非常に重大な欠点があったことは、改めて言うまでもない。
- そこで今夏に予想される電力不足に対処するための方法として、政府は「電気事業法」第27条にもとづいて電力使用制限令を発動してピーク時の電力使用量を抑制しようとしている。
- しかし、この法令の適用対象は大口の需要家（契約電力500キロワット以上）だけであって、それ以下の事業所や一般家庭に対しては強制力をもたない。

電力危機に市場の価格機構を活用する

- 小口の需要家や家庭に節電協力を呼びかけるだけでは、その効果は不透明である。
- エコポイント制度をもう一度採用するのもよいけれども、その効果がでるには時間がかかる。どうすればよいのか。
- 電気料金を値上げすればよい。ただし、電力使用量が社会全体でピークになる時間帯の料金を値上げし、その代わりに夜間料金などを値下げして、家庭の経済的負担を緩和する。いわゆるピーク・ロード・プライシングという価格設定の仕組みである。
- これによって各家庭や小口需要家は、それぞれの判断でピーク時間帯の電力使用を減らそうとすると期待される。
- 同様の仕組みを大口の電力需要化にも適用できる。
- (今週のニュース&トピックス 終わり)

関西電力・現行の昼夜別料金制度(契約制)



主な電気料金メニュー 時間帯別電灯

電気のご使用量を昼間と夜間に分けて計量し、電気料金を計算するメニューです。料金単価は通常*より夜間は割安に、昼間は割高になります。そのため、夜間のご使用量の割合が高いほど、電気料金はお安くなります。

※「従量電灯A」第2段階単価

対象となるお客さま

料金単価

電気料金計算例



市場の失敗と経済政策の役割

- 完全競争市場の帰結に4つの留保条件：
- 第1に、**<独占の問題>**
- 現実の経済においては、先に掲げたような完全競争市場の前提条件がすべて満たされることはほとんどないという事実による。現実の市場では、売り手や買い手の数が少数であったり、製品の差別化が顕著に行われたり、参入や退出に多くの障壁が存在するのが一般である。
- 第2に、**<不確実性および不完全情報の問題>**
- 現実の経済では将来の出来事については不確実であり、また、必要な情報がすべての市場参加者の間で十分かつ均等に行渡っているということはありません。

- 第3に、 **<分配の問題>**
- 生産要素、とくに労働に対する報酬がその貢献度に応じて適切に支払われているとしても、個々の労働者にとって十分に公平と感じられる分配状態であるという保証はない。

- 第4に、 **<外部性の問題: 公共財および社会的費用の問題>**
- 経済活動にともなって発生するすべての費用が市場取引の場で考慮されているわけではなく、価格に反映されていない隠れた社会的費用が存在する。これを考慮に入れない競争均衡は社会的に最適な資源配分の状態であるとは言えない。

- 第5に、 **<マクロ不均衡の問題>**
- 現実の経済では、完全雇用が達成されるに十分なほど商品や生産要素の価格が柔軟かつ迅速に変化することは期待できないので、マクロ的な不均衡が発生する(ケインズによって指摘された問題)。
- これら5つの問題が存在することによって、純粹理論上の完全競争市場において達成される均衡状態がそのまま現実の市場経済で実現すると期待することはできない。
- これらは、2つの種類あるいは次元に区別できる。
- 第1の種類の問題は、独占の問題および情報の非対称性などによる市場および競争の不完全性によって生じる問題である。
- 第2の種類の問題は、競争が完全であっても発生しうる市場機能の限界を表す問題である。分配問題、公共財の供給や環境破壊の問題、そしてマクロ不均衡の問題が含まれる。

「市場の失敗」と政府の役割

- 以上に見たように、経済活動の全般的調整を市場競争原理にゆだねるという体制をわれわれが選択したとしても、それですべての経済問題が解決するわけではない。市場競争原理にもとづく経済運営が直面する上記の困難は、「市場の失敗」(market failure)問題とよばれる。
- ここに国家、政府という市場の外にある存在が市場経済に対してなんらかの介入を行うことによって、社会全体にとってより良い結果をつくりだすことが期待される。これが「市場の失敗」という枠組みにおいて考えられる**経済政策の存在理由**である。
- これは経済政策の存在理由の重要な一部であるが、ずっと後で述べるように、理由のすべてではないと考えるべきであろう(国家という視点もあるということ)。

「市場の失敗」と政府の役割(2)

- 「市場の失敗」の概念にもとづいて政府と経済政策の役割を導き出すというアプローチにおいて、政府の役割は
- (1) **ルールの整備と執行**：
 - 市場ができる限り十分に機能するように、市場にかんする適切なルールを整備し、市場参加者にこのルールを遵守させること、すなわち法律・制度の整備と執行である。
- (2) **結果の補整**：
 - 政府はさらに必要な範囲において「市場活動の結果」を補整する役割を担うとともに、
- (3) **市場の補完**：
 - 市場が機能できないか、存在しにくい領域について必要な経済活動を「補完的」におこなうことを求められる。

「市場の失敗」と政府の役割(3)

- 政府の役割および経済政策の存在理由(必要性)を「市場の失敗」の概念によって説明するというこのアプローチは現代経済学の主流を代表する立場である。
- それは古典的な「自由放任の経済思想」を批判し、民間経済活動に対する**政府の介入を正当化する**という意味をもっている。
- それと同時に、この方法は、政府の仕事を、民間経済主体の取引活動によっては適切に調整することができないか、あるいは非常に困難であるような事柄または領域に**限定する**という、非常に重要な側面をもっている。
- つまり、政府は市場の失敗を補正するという範囲を越えて経済に介入すべきではないという制約である。
- しかし、その範囲がどこまでかという点は明確になっていない。

国家という存在と経済政策

- 「市場の失敗」という枠組みと並んで、重要な別の基準があると考えられる。それは国家の原則である。
- 自由市場経済体制を国家の基本秩序とする国において、国家は自由経済の原則および社会的統合と安定を守らねばならない。**経済体制原則の制約**といってもよい。
- この経済体制原則の制約によって政府は何を、どの程度まで行うべきかの基準を与えられることになる。
- 失業やインフレーションなどのマクロ的不均衡が発生したからといって、政府が経済統制を安易に実施してよいわけではない。また、分配の不平等があるからといって、政府が賃金や利潤の統制を安易に行ってよいわけではない。
- 国家はまた、公正と正義をその存在の根拠に置いている。

国家という存在と経済政策(2)

- 所得や資産の再分配政策をどこまで進めるのがよいのか、自由経済の原則と照らし合わせながら、同時に社会の安定と統合を維持するという「国家共同体」の原則に従って、その適切な水準を見極めなければならない。
- 自由経済原則からすれば、政府の経済介入はできるだけ少ないことが望ましい。しかし、国家が共同体として社会の統合と安定を維持しなければならないという観点からは、国民の間で所得分配や資産保有の極端な不平等を放置することはできない。このバランスが保たれるような政策の組み合わせが要請されるのである。
- それだけでなく、長期にわたる国民生活の安定と国家の存続という目的にとって必要と考えられる施策を戦略的に実行することも政府の重要な役割である。

国家という存在と経済政策(3)

- 経済基盤にかかわる問題、たとえば人口構成のバランス、教育水準、科学・技術水準、資源の安定的確保などについては、上に述べたような国家戦略的施策がとくに必要となる領域である。これらは市場の失敗の補正という枠組みだけには収まりきらない問題ではないだろうか。
- 最後に述べた経済基盤にかかわる問題は、共同体としての国家が宇宙に浮かぶ孤立した存在ではなく、国際的関係の中に埋め込まれた競争的主体であるという事実に基づいている。
- すなわち、国はその存続と発展をかけて教育、科学・技術、資源の安定的確保などをめぐって国際的に競争しているのであって、そのための競争戦略をもつ必要がある。



今週のニュース &トピックス

大震災被災者の救済をめぐる公平と正義

被災者(個人、企業)の二重ローン負担の問題

- 大地震で被災した個人や中小・零細企業の中には住宅ローンや事業用設備投資の負債を抱えている場合が少なくない。これら被災者が新たに住宅や事業用設備を購入しようとする、二重に借金を抱えて苦しむことになる。
- こうした被災者の生活再建や被災企業の事業再建を支援しなければならない、という考え方そのものに反対する意見は少ないだろう。問題は、その方法と救済の限度をどうするかである。
- 阪神・淡路大震災のときにも行われたように、旧来ローンの利払い軽減(低金利ローンへの切り換え)とか元利返済期限の繰り延べ(および返済の一時猶予)などの方法をとるのが普通である。しかし、これだけでは被災者個人や中小・零細企業の苦難はとうてい救済されない。

被災者の二重ローン負担の問題(2)

- 金融機関が旧ローンについて債権放棄すれば救済できる。しかし、民間銀行としてはそれを一般的に行うことは無理である。銀行経営が大きな打撃を受けることになり、預金者や株主に対する責任が果たせないことになる。せいぜい個別のケースで経営判断により可否を決めるしかない。
- それでは、政府・公的金融機関が民間銀行ローンを肩代わりして、被災者の債務を免除することはどうか。
- 阪神淡路大震災では、兵庫県などが利子補給のための基金を設置して、民間銀行による救済の後押しをした。しかし、債務免除までは踏み込まなかった。なぜか？
- 1つには、公平性の考慮がある。賃貸住宅で生活してきた世帯と持ち家世帯の間の公平性、自己資金で住宅を購入した世帯とローン世帯の間の公平性などの問題である。

被災者の二重ローン負担の問題(3)

- もう1つの点は、政府の財政能力の限界である。国民全体の負担能力の限界と言い換えるのが正しいだろう。遠からず予想される関東以西の人口密集地帯における巨大地震による震災、このときに当たっての政策対応も視野に入れて考えなければならない。そのとき政府は債務免除を肩代わりできるであろうか。
- 政府が現実的に可能なことは、債務返済の一定期間猶予および返済計画の繰り延べを命ずる特別立法と、それに伴う利子補給ならびに保証業務の拡大という範囲にとどまるのではないか。
- ただし、国民の総意が被災者救済のため長期にわたって巨額の財政支出を分担することも辞さないということであれば、相当な範囲において債務免除を行うこともできる。

日本
が6
言を
化す
財源
しを
張が
の凍
料の
無料
フェ
見直

興税で借金返済の財源を
明示すべきだと提唱。総
総研は「復興債を除き2
015年度までに基礎的
力が多い企業の需要抑制
の調整」(野村総合研究
との指摘もある)。
「日本総合研究所」
てる。民間からは消費電
け企業も含めた生産計画
との指摘もある。

宮城県を地盤とする七
十七銀行の氏家照彦頭取
は6日、日本経済新聞の
取材に応じ、金融機関が
保有する東日本大震災の
被災企業向け債権につい
て「国の機関が簿価で買
い上げてほしい」と述べ
た。被災企業が工場・店
舗を再建するのに新たな
借金を抱える二重債務問

被災企業向け債権 「国が買い取りを」

題が生じるため、国の支
援を求める。買い取りが
必要な額は「宮城、岩手、
福島を中心に5000億

七十七銀頭取

「8000億円」との見
方を示した。

整理回収機構による買
取りや震災対応の機関

5000~8000億円必要

新設を念頭に置いた発言
とみられる。津波により
工場・店舗が丸ごと流さ
れた企業は売り上げの見
通しが当面立たず、金融
機関は追加融資に慎重に
ならざるを得ない。国に
よる買い取りで既存の債
務を切り離せば「各企
業の再興の意欲を聞いて
新規融資の判断ができ
新設を念頭に置いた発言」とした。個人の住宅
ローンについても、住宅
購入への補助や利子補給
が必要とみている。
検討を開始した公的資
金申請に関しては「経営
責任を問わない枠組みが
必要」と話し、金融機能
強化法改正の内容を見極
めたうえで最終判断する
考えを示した。

「日本総合研究所」
てる。民間からは消費電
け企業も含めた生産計画
との指摘もある。

再生を最優先

ど雇用と成長の担い手と
なる被災地の主要産業の
た。地域経済と雇用を支
はなく効率化や大規模化
の1だ

900社
x
1,000万円
||
90億円

1兆円
基金
利率1%
とTMS
100億円
という
計
基金の
大部分は
国債
となる。

日本と連帯

AN首脳会議閉幕

言があったが、一部加盟国の反対で削除された。AS

EAN域内では経済成長に伴い電力需要が急速に高まっているが、原発建設については、福島原発の事故を受け、一部加盟国で慎重論が高まっている。会議後記者会見したインドネシアの

ユドヨノ大統領は「原子力利用の良い面と悪い面を、理解しなくてはならない」と述べた。議長声明はまた、東日本大震災直後の3月に、インドネシアのマナドで日

本とインドネシアが共催するASEAN地域フォーラム(ARF)災害救助訓練が行われたことを評価した。議長声明の要旨・関連記事4面

社や工場が全壊した企業は、陸前高田市など沿岸8市町村、2769社のうち27%で、半壊や浸水した企業を含めると67%に及ぶ。被災企業は中小の水産加工業者が多く、再建に向け、新たな債務が生じる「二重ローン」を抱えることが予想されるものの、民間金融機関から新たな借金をする体力は残っていないのが実情で、県主導による強力な支援が必要と判断した。

二重ローン対策基金

11.5.9

読売

1兆円目標 中小企業に低利融資

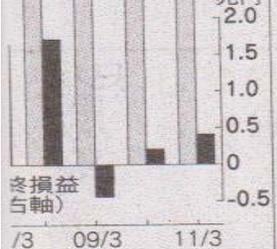
〈岩手県〉

岩手県は東日本大震災で被災し、「二重ローン」を抱える中小企業を支援するため、地元金融機関と共同で基金を創設する方針を固めた。被災した企業に低

利子や無利子で融資し、再び、達増拓也知事が、10日建への手助けをする。基金の東日本大震災復興構想会は約1兆円を目標としてお議で表明する運びだ。

同県によると、基金は地元複数の銀行と県が出資し創設する。すでに県内の銀行と協議し、出資額や融資制度の詳細を詰めており、基金の目標額は被災企業の数などから設定した。民間信用調査会社の東京商工リサーチ盛岡支店によると、県内で津波により本

県は基金を使い、住宅再建で新たな住宅ローンを抱える被災者への適用についても検討する方針だ。



画するプロジェクトから追加調達に動き、不足分はナイジェリアやアラブ首長国連邦(UAE)などからのスポット取引で確保する。

原発停止分をすべて火力発電で代替すると、今年度の電力各社の燃料コスト(石油とLNG合計)は最大1兆1500億円程度増える見込み。しかし、LNG火力の発電単価は石油より低く、安定

重工各社はLNGを燃料に使う発電設備であるガスタービンを大幅に増産する。

三菱重は高砂製作所(兵庫県高砂市)のガスタービン生産能力を今年度中に年間20台から36台に引き上げ、東電など国内向けを優先的に供給する。12年には米国のガスタービン組み立て工場が稼働。日米で年50台以上の生産体制を敷く。IH

【メルリン】菅野幹雄
10月末で任期を終えるトリスエ欧州中央銀行(ECB)総裁の後任に、イタリア中央銀行のマリオ・ドラギ総裁(63)の就



ドラギ
ロー

「メルリン」菅野幹雄
10月末で任期を終えるトリスエ欧州中央銀行(ECB)総裁の後任に、イタリア中央銀行のマリオ・ドラギ総裁(63)の就

Iは異工場(広島県呉市)のガスタービン生産を年10台から20台へ引き上げる。約1年かかる納期も

の欧州連合(EU)首脳会議で就任が正式に決まる見通し。任期は8年。フランス出身のトリシエ氏の後任を巡っては、イタリアのベルルスコーニ首相とサルコジ大統領らがすでにドラギ氏支持を表明している。

工程見直しして短くする。1基4000億円前後の建設費と7年前後の建設期間を要する原子力発電設備に比べ、ガスタービンは数十億から数百億円で見積もる。建設期間も数カ月から1年と短い。

被災地の信金・信組へ公的資金

11.5.12 後再編条件に返済免除

金融庁は11日、東日本大震災の被災地の信用金庫と信用組合への支援策が将来、不良債権の処理

損失の拡大などで経営難に陥った場合、他の金融機関との再編などを条件

更新。中近東や中南米でも販売台数が伸びた。営業利益は4682億円と3倍強になった。平均為替レートは1ドル86円と7円上昇。営業利益

で吸収した。予想には800億円強届かなかった。業績改善を受け前期の1株当たり配当金を5円増やし年50円とした。11年1~3月期は売上

に公的資金の返済を實質的に免除する。信金・信組が大震災で抱えた不良債権の返済を實質的に免除する。信金・信組が大震災で抱えた不良債権の返済を實質的に免除する。信金・信組が大震災で抱えた不良債権の返済を實質的に免除する。

金融庁方針

同庁は金融機能強化法改正案に特例措置を盛り込み、5月中の閣議決定を目指す。

まず国が信金や信組の中央機関を通じて被災地の信金・信組に公的資金を資本注入する。具体的な注入額は今後詰めるが、財務基盤を強化し、復興の資金需要に十分に対応できる規模にする。公的支援した信金・信

ものづくりの心を、街づくりへ。

新日鉄都市開発

組の再建が進まず、公的資金の返済が難しくなった場合には、他の金融機関との再編を条件に、減価などに応じる。公的資金が回収できず、損失が生じることも容認する形になるため、信金・信組は思い切った損失処理が可能になる。従来は経営破綻した場合に限って認められていた。公的資金の損失は民間金融機関が納めている預金保険料で穴埋めする方向で調整する。

被災者の二重ローン負担の問題(4)

- こうした現実問題を考えるとき、われわれは次のような基本原則を忘れるべきではない。経済政策は、平時であれ、非常時であれ、つねに効率、進歩、公平と正義、政府の能力という4つの次元を考慮に入れたバランスを追求するように要請されているということである。それらに安全保障が加わったものが国家の存在理由と言えよう。
- 被災者支援について、経済政策の次元で考えるとき、もう1つの重要なポイントは、救命・救援、復旧、復興という3つの事柄にかんして、明確な概念整理をしておくことである。それは、われわれの思考過程が情緒的に流されないために必要なことである。
- 巨大災害のあと、国・政府としての対処を、救援 ⇒ 復旧 ⇒ 復興 という3段階図式で認識するのは間違っている。

救援 ⇒ 復旧 ⇒ 復興 という図式は間違い

- 巨大災害のあと国・政府がまず行うべきことは、いうまでもなく被災者の救命と救援である。これには避難用住居（仮設住宅、借り上げ住居）の提供、当面の生活資料・資金の提供、医療・教育の緊急支援までが含まれる。また、これらを円滑に実施するために不可欠な範囲での社会資本、つまり輸送用道路、通信、電気・水道などライフラインの復旧も当然に含まれる。
- 問題は、その次の段階とされる復旧と復興である。これらを第2段階としての復旧、第3段階としての復興と位置づけることは間違いのもとになる。
- 復旧と復興は、段階的には同一の位置づけを与えるべきものである。それらは、救命・救援の次の第二段階における、方向性と性格の異なった2種類の施策である。

救援 ⇒ 復旧 ⇒ 復興 という図式は間違い(2)

- そこでは、被災地を以前と同じ状態に近づけるように「復旧」するのか、それとも、日本という国あるいは社会全体の観点から考えて、もっと合理的と思われる方向で再編、改造、改革して「復興」するのかという選択をとらなう。
- 救命・救援という第1段階で支出される国費は、本質的に無条件の必要によるものである。しかし、第2段階の復旧あるいは復興で使われる、ずっと巨額な国費は選択的であり、十分な検討・企画と国民的議論の過程を必要とするものである。
- 公平と正義という観点からの判断も、この段階においては、日本の国と経済の将来に発展にとって役立つように、合理的、効果的な国費の使用であるかどうか、という点が重要な基準となるべきである。

救援 ⇒復旧⇒復興 という図式は間違い(3)

- ただし、大災害の以前の状態に復旧するのか、新しい形で復興するのかの選択においては、被災地の当事者(現地の住民・企業・地方自治体)と協議して、かれらの判断と政府・国民の判断とを十分に摺り合わせるという過程が不可欠である。現地の実情と遊離した政府や中央機関の判断を一方向的に押し付けることは、よい結果をもたらさないであろう。

ロールズにおける分配の正義

- 最後に、分配の正義について考えるとき、重要な参考意見のひとつとなる、ジョン・ロールズ(John Rawls)の提唱した有名な「**格差原理**」(difference principle)を紹介しておくことにしよう。
- ただし、ロールズの議論は国家としての正義にかかわるものというよりは、自由な市民の社会的契約のために、その論理的基礎を提示することを目的としている。
- それだけでなく、彼の議論は社会主義の思想に立脚している。この点はよく理解しておかねばならない。私自身としては、長年の思索にもとづいてロールズの思想には同意しない(ここでは、その議論に深入りすることは控えておきたい)。

ロールズにおける分配の正義

- ジョン・ロールズは分配における「公正としての正義」を以下のように定義している(justice as fairness)。
- だれもが自分が社会のなかで相対的にどのような位置にあるかを知らない、という意味での「無知のベール」を推論の前提において考えれば、次の2つの条件が満たされるとき「分配の正義」が実現される。「無知のベール」とは、自分の個人的利害によって判断を左右されないということの意味する、と考えてもよいだろう。
- (1) 暫定的な正義の原理
- 第一原理：各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な制度枠組みに対する対等な権利を保持すべきである。
- 第二原理：社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない(「格差原理」)。

ロールズにおける分配の正義(2)

- a) そうした不平等が各人の利益になると無理なく予期しうること、かつ
 - b) 全員に開かれている地位や職務に付帯する[ものだけに不平等をとどめるべき]こと。
-
- (2) 最終的定義: 第一原理は暫定定義と同じ。
 - 第二原理(「格差原理」):
 - a) 不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人々の最大の便益に資するように。
 - b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する[ものだけに不平等がとどまる]ように。

ロールズにおける分配の正義(3)

- ロールズの正義論は、彼自身が明言しているとおおり、その背景に「財産所有のデモクラシー」または「リベラルな社会主義政体」という政治思想をもっている。それは現在広く普及している「福祉国家」の思想あるいは体制とはおおきく異なっている。
- それにもかかわらず、彼の議論には現代経済思想の主流の議論と共通する部分が含まれているように思われる。それは次のような点においてである。
- ロールズの最終定義における「格差原理」a)項の意味を分かりやすく表現すれば、正常な経済進歩と両立しうる限りにおいて、分配の平等化は望ましい、という意味になると考えられる。
- これは、さきほど復旧・復興の区別にかんして私が述べたことに合致している。また、それは次の第3章で取り扱う「所得分配の平等と効率性のトレードオフ」の議論とよく対応するように思われる。

<今週のニュース&トピックス 終わり>

【参考文献】

- 西田 稔『イノベーションと経済政策』92-94頁。
- 岩田規久男・飯田泰之『ゼミナール経済政策入門』日本経済新聞社、第1章。
- フリードリッヒ・ハイエク『市場・知識・自由』ミネルヴァ書房、第2章
- フリードリッヒ・ハイエク『法と立法と自由Ⅲ』（ハイエク全集10）
- ジョン・ロールズ『正義論 改訂版』（1999年）紀伊国屋書店。

次章(第3章)のための参考文献

- 西田 稔『イノベーションと経済政策』、第4章。
- テオドール・ピュッツ『現代経済政策論の基礎』新評論、第5章。
- 岩田規久男・飯田泰之『ゼミナール経済政策入門』日本経済新聞社、第8章。
- 加藤寛・浜田文雅(編)『公共経済学の基礎』有斐閣。
- 丸尾直美『入門経済政策』中央経済社、第2章。
- 竹中平蔵『構造改革の真実:竹中平蔵大臣日誌』
日本経済新聞社、2006年。